

小値賀町議会定例3月会議（2日目）

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	西 村 久 之
副 町 長	前 田 達 也
教 育 長	中 村 慶 幸
会 計 管 理 者	橋 本 満
総 務 課 長	博 多 屋 雄 一 郎
住 民 課 長	北 村 仁
福 祉 事 務 所 長	谷 元 芳 久
産 業 振 興 課 長	西 浩 康
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 俊 宏
建 設 課 課 長	村 田 祐 一 郎
診 療 所 事 務 長	永 田 敬 三
教 育 次 長	牧 尾 豊

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	橋 本 博 明
議 会 事 務 局 書 記	岩 城 堯 志

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例 3 月会議

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日） 午前 10 時 00 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 今田光弘議員 ・ 小辻隆治郎議員 ）
- 第 2 議案第 6 号 小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 3 議案第 7 号 小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 5 議案第 9 号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の
一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 10 号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 11 号 小値賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等
に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 12 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例（案）
- 第 9 議案第 13 号 小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の
一部を改正する条例（案）
- 第 10 議案第 14 号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例
（案）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 1 | 議案第 1 5 号 | 小値賀町漁港管理条例の一部を改正する条例
(案) |
| 第 1 2 | 議案第 1 6 号 | 小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例 (案) |
| 第 1 3 | 議案第 1 7 号 | 小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する
条例 (案) |
| 第 1 4 | 議案第 1 8 号 | 小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(案) |
| 第 1 5 | 議案第 1 9 号 | 小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す
る条例 (案) |
| 第 1 6 | 議案第 2 0 号 | 小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条
例 (案) |
| 第 1 7 | 議案第 2 1 号 | 小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
の一部を改正する条例 (案) |
| 第 1 8 | 議案第 2 2 号 | 小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例 (案) |

- | | | |
|-------|-----------|--------------------------------|
| 第 1 9 | 議案第 2 3 号 | 小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例
(案) |
| 第 2 0 | 議案第 3 2 号 | 令和 6 年度小値賀町一般会計予算 |
| 第 2 1 | 議案第 3 3 号 | 令和 6 年度小値賀町渡船事業特別会計予算 |
| 第 2 2 | 議案第 3 4 号 | 令和 6 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予
算 |
| 第 2 3 | 議案第 3 5 号 | 令和 6 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計
予算 |
| 第 2 4 | 議案第 3 6 号 | 令和 6 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 2 5 | 議案第 3 7 号 | 令和 6 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計
予算 |
| 第 2 6 | 議案第 3 8 号 | 令和 6 年度小値賀町簡易水道事業会計予算 |
| 第 2 7 | 議案第 3 9 号 | 令和 6 年度小値賀町下水道事業会計予算 |

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番・今田光弘議員、5番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第2、議案第6号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第6号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、部局ごとに定められております職員定数について、定数の総数は変更せず、部局ごとの内訳を変更するものでございます。

具体的に申しますと、現在の教育委員会事務部局職員数が、ふるさと留学など多様化する課題解決のため増員を図っているところでございますが、条例に定める定数と実配置職員数に乖離があるため、実数に伴った改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、町長の事務部局の職員数を95名から92名、教育委員会の事務部局の職員数を6人から9人とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 定数はわかりますが、現在のあの職員数についてですね、時々辞めたり新しく入ったりと聞きますけども、この状況、職員数の現在の状況について伺いたいと思います。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、職員、現在の職員数は86名でございます。

お答えいたします。現在の職員数は86名でございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、詳細にお答えいたします。

条例、定数条例の順番でいきますと、町長部局にですね、この改正案が92人出て出しておりますけども、現状74名でございます。議会事務局職員2名のところ2名でございます。農業委員会事務局2名のところ1名でございます。

教育委員会事務職員も今回9名という改正案を出させていただいておりますけども、実際も9名でございます。以上でございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第7号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明させていただきます。

平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支

給については、国の非常勤職員の取扱いとの均衡等を踏まえた上での検討課題とされてきました。

改正内容は、国の非常勤職員においては、既に勤勉手当が支給されており、国の非常勤職員と均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に支給される給与について、勤勉手当を追加するものです。

第13条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等について一般の職員の例により基準を定めるものです。

第24条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等について一般の職員の例により基準を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 今実際にあの働いてらっしゃるフルタイムの方とパートタイムの方の人数をお聞かせください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

フルタイムの方が2名、パートタイムの方が108名でございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 勤勉手当というのは、無条…基本的に無条件で全員に配布されるようになるものでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

勤勉手当につきましては、無条件ではございません。概要で言いますと、6カ月以上の勤務条件というのが、条件付けられております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 勤務状況を評価した上でということではないわけですね。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

今、人事評価制度がございますので、評価した上で先ほどの条件で支給していくっていうことになってございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） わかりました。勤勉手当が増えるということは、単純にやはりその方にとって収入が増えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） そうなると今回の改正によって1年間でどのぐらい、何だろ支出、ああ歳出が増えるというかですね、見込みをお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

概算ですけども、3,300万でございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の条例改正は、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う、

拘禁刑の創設のほか、4月より採用予定の社会福祉士を級別標準職務表に追加するもので、所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明させていただきます。

第1条は、上位法の改正において、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、期末手当の支給や差し止めに関する要件の改正となっております。

第2条は、別表第4、級別標準職務表の改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第17条の2第3号、第4号、第17条の3第1項第1号及び第3項第1号は、上位法の改正により、禁錮から拘禁刑へ条文を改めるものでございます。

別表第4でございますが、これは級別標準職務表でございますして、職員の職務はその内容に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定める表となっております。今回、新たに社会福祉士を採用することに伴い、別表第4、級別標準職務表の改正を行うものです。

附則の1で、施行期日を定めていますが、法律の施行の日から施行するものと、令和6年4月1日から施行するものに分かれております。

附則2及び3は、今回の条例の改正により必要となる経過措置を明記しております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） えっとですね、議案11号の方にも関わるんですが、刑法等の一部を改正する法律の施行というのがですね、もう公布はされてるんですが、施行がですね来年の6月ということに決定をしました。来年の6月に施行されるものを今の時期に条例で決めるというのは、ちょっと先のことを何で早く決めるのかなという単純に素朴な疑問です。そこをお教え、教えてください。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 13 分 —
— 再開 午前 10 時 15 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

公布はもうされておりますので、うちはこう、当町は4月1日から施行するものとさせていただきます。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	15 分	—
— 再開	午前	10 時	15 分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。すいません。先ほどの答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

この条例はですね、施行の日から、刑法に関することについては、施行の日から施行することといたしております。

訂正してお詫びいたします。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第9号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長
町長（西村久之） 議案第9号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

特別職や町議会議員の報酬につきましては、有識者からなる特別職報酬等審議会にお諮りし、意見を聞いた上で見直すことになっております。先般、特別職及び議員の報酬について、一般職の職員の給与が、特別職を上回っていることから、改正の必要がないか諮問をいたしました。その結果、合併問題等の時代の減額改定から据え置きとなっており、職責、業務量を考えると増額してよいのではないかと。増額の根拠として物価変動率等の上昇3%が望ましい。という答申をいただきました。その答申を受け、現行の町長給料月額59万8,000円を61万6,000円に、副町長給料月額49万5,000円を51万円に、教育長給料月額48万6,000円を50万1,000円に改正するようご提案申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 特別職報酬審議委員会が出た意見を少し聞かせてもらえませんか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まずですね、審議会には副町長と教育長しか、ああ副町長と教育長の給与の部分しか諮問はしておりませんが、もう委員さんから町長自身の給料も決して高いとは思わないので、この審議会で、ああこの審議会をやり直しても、もう一回審議会を開いてくれという意見がまず最初に出ました。で、ええとそんな中で、合併問題で揉めてから、ずっと据え置いているので町長もやっぱ同じように上げなきゃならないんじゃないかという意見が出て、多忙な状況がわかっていますので、上げてやってほしいという意見がございました。これはもうあの町長、副町長、教育長、3人の分ですね。で、そんな中で、こちらとしてはですね、職員の給与総額と、副町長、教育長の給与総額、年収にした時に、職員の方がですね、年収にしたら教育長と副町長を上回るという事態が発生しておりますので、そこの改善を、ちょっと改善というかですね、見直し、見直しを審議会に諮ったんですけれども、そこはですね、年収云々で考えるべきじゃないという意見がございました。で、そういう意見の下、根拠が必要じゃないかということでございまして、審議会の方から現状の物価上昇率を根拠に持ってきたらいかがかという意見がございました。で、そんな中でその物価

上昇率の3%程度、町長、副町長、教育長の給与を増加する、上げるのが望ましいという会議の内容です。審議会の内容です。で、それを基にですね、審議会の方からそういうことで答申が来たというところでございます。で、それを審議会の答申を受けて、我々はその3%上乘せした形で、議案として上程させていただきます。以上でございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。 江川議員

7番（江川春朝） もちろん特別職報酬審議委員会の答申は尊重しますが、町長、副町長、教育長の現在の給与ですが、給与明細書によると手当などを含めたらですよ、3名の給与の給与費の合計は3,000万円を超えています。私が聞く限り多くの町民は、今でも十分高給であると思っています。そんな中、給与を上げる提案に至った執行部としての理由を教えてください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

上げる提案をしたというところは、先ほど申しましたとおり、職員の、特別職じゃない職員の年収よりも、副町長、教育長の年収が劣っていたため、特別職報酬審議委員会にお諮りしたというところでございます。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） 私の聞き方が悪かったんですけど、質疑3回だけですよ？

議長（宮崎良保） いや。

7番（江川春朝） あ、関係ない？ああよかった。あの、この特別職ですよ、給与が、を上げるつちゅうの理由はわかったんですけど、今上げる時期、今上げる理由をお伺いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すいません。こう、繰り返しになるんですけども、その特別職が某職員の年収よりも低かったというところがございますので、やはりそれなりの責任がある特別職でございますので、年収で考えたときにそこを上回るのが妥当じゃないかなと思ったところで、審議会に諮らせていただいております。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） 職員の給与が上回ってるっていうのは、別に今初めてじゃないと思うんですよ。だから、その理由を教えてください。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） はい。あのこの三役の給与の改正につきましては、私の前の町長の時代に上げるということで諮問、議会の方に諮られたと思うんですけども、その時もあの議員さんの方が、まあいろんな理由があつてですね、否決

された経緯がございますので、まあそれはそれとして、私とその副町長と教育長を任命するにあたってですね、前の町長もそういう同じような意見だったかもしれないけども、職員の年俸よりも低いというのはいかなものかと私も思っておりまして、今度、諮問委員会の方にですね、副町長と教育長の給与を上げてもらえないかというふうな諮問をした次第でございます。先ほど江川議員さんが3,000万とおっしゃりましたけども、誰も1,000万以上貰ってる方はいないので、私もその一歩手前ぐらいの、一歩手前つちゅうか900万前後ぐらいなので、3人合わせても2,400万か500万ぐらいだと思いますので、3,000万はありません。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） 3,000万を間違ってた部分はいませんでした。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 橋本武士議員

3番（橋本武士） あの職員の方が、年収が上回ってしまってる現状っていうのは、これいつから発生してるんでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すみません。はっきりとはわからないんですけども、ちょっと遡っては調べはいいませんが、現状でそうなったもので、ちょっと町長の方がですね、是正を図りたいというところで上げさせていただきました。

議長（宮崎良保） よろしいですか。ほかにありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） あの先ほどの総務課長のお答えの中で、やっぱり責任がある仕事なんですよということで、僕は先ほどの江川議員と違って、今の三役の給料というのは低いと思います。まあ県の中でもかなり低い方なんですけど、だからそういう中で、責任があるんだから上げるということならわかるんですが、職員と逆転現象がある。つまり何も副町長あるいは教育長が、ごめんなさい、副町長は職員の中からじゃなくてもいいわけですから、最初からなんかその辺が前提条件になるようになったらちょっとおかしいのかなというのが1つ素朴な疑問なんですけど、それともう1つ、まあ法律的な問題になりますが、教育長は常勤です。これはもう法律で明記されています。町長、副町長は、実態的には常勤ですけど、勤務時間が決まっていません。ということで、同じような条件の中で職員と比較するのであれば、教育長につきましては納得しますが、町長、副町長を一般の職員と比較するのはいかなものかなと僕は思います、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まずその職員の給与と、責任のある特別職の給与とのことなんですけれども、

その件に関してはですね、審議会でも意見がございました。その年収でいろいろ言うところじゃないと。ですけれども町としてはですね、その年収というところでちょっと審議会に諮らせていただいていますので、審議会の方からは、しかしそこでこう比べるべきではないけれども、しかし合併問題の時から上げてない事実がありますので、上げるのは今のこの物価高騰の時期しかないのではないか。で、多分これからは上げれないのではないか。で、上げるとすれば根拠があるというところで、物価上昇率の3%というところで一応結論は出ております。

次の質問の常勤に、のに関してはですね、地方自治法のたしか 204 条です、町長も副町長も教育長も同じところで、常勤というふうな捉え方をされてございますので、我々としましてはちょっとそこで解釈させていただいてございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 今の部分の解釈はちょっとしっくりこないんですが、ただ小値賀町の職員の給料の部分ですかね、そこに関しましては常勤の特別職ということでたしか入ってらっしゃるんで、まあ問題ないと思うんですが、ただ基本的な考え方としては、時間の拘束とかがされてないわけなんで、形状としては常勤ですけど時間の拘束がされてないんで、逆に教育長はちゃんと勤務時間が一般の職員と同じように決められているということで、そういう意味では細かい話ですけど同じ土俵に乗せていいのかなという疑問はあります。で、そういう中でやはりまあ町長が自分の給料を自分で上げるっていうのはなかなか難しいと思うんですが、なんかもう少し高くすべきではないか。むしろ僕はこれは低すぎて、なんかほんとにいいのかなっていう。で、確かに審議委員会で、そういう年俸、年俸で比較するべきではないというのは確かにそのとおりだと思います。で、すいません、長くなりましたが、答申の報告書もしくは答申書というのは、公表できるのでしょうか。

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。今ここで答申内容ですか。公表はできます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 先ほど町長、審議会が、有識者が入ってるとおっしゃいましたが、メンバーだけ今お教えください。

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

名前をちょっと伏せた形で、団体の名称で、職名等で申し上げます。JAながさき西海のですね支店長、宇久小値賀漁業協同組合の組合長、小値賀町商工会の職務代理者、社会福祉協議会会長、小値賀町婦人連絡協議会会長、農協婦

人部会長、漁協婦人部会長、商工婦人部会長、老人クラブ連合会会長、以上で
ございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 先ほど町長、有識者とおっしゃいましたが、有識者はどこ
に該当するのでしょうか。

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

有識者の分類になるとする、なる団体名称を申し上げます。JAながさき西
海支店長、宇久小値賀漁協組合長、社会福祉協議会会長でございまして、一応
人事にですね、人事等々に関わっている方々なので、有識者というふうなこと
で思っております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 有識者というのはですね、やっぱり町内に住んでいてもま
あいんですけれど、普段のそういう、あの僕の場合です。ちょっと言葉は悪い
かもしれませんが、そういう役職の方ってあて職で今メンバーに選ばれている
と思います。そうではなくて、しっかりした有識者というの、例えば佐々町の
特別職等報酬審議委員会は、1人、全部で1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8、
8人の内、大学の先生、税理士、そのような方が入っています。正にそれが有
識者であって、今回のように有識者が、有識者とおっしゃればまあ有識者なん
ですけど、ほんとにあて職のような形になっている方に、三役の、一番大事な
三役の給料を決めるというのは、もちろん審議会の意見を聞くというのは、も
ちろんしなければいけないことですが、町長の気持ちがあったらそれに関わら
ずにもっと上げてもいいのかと僕は思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） あの、お答えいたします。

近年の経済状況、あの民間の方の収入を考えたときに、それ以上上げるべき
ではないんじゃないかなと、私的にも思っておりますし、ほんとはですね、私
自身はあんまりこう上げる気持ちはありません。辞める時にあの提案しようか
なというふうに思っておりました口なんですけども、まあ審議会委員さんの中
からまあ根拠としては皆さん一緒に上げないと根拠にならないということで、
あの3%分の上乘せを、上昇させるようにした方がいいんじゃないかというこ
とで、その特別職報酬審議委員会委員さんの答申に従って、今回の条例案を示
している次第でございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） ちょっとしつこくなりますが、先ほど課長は、総務課長は
合併問題の時に、から上がってないんで3%上げると。でも合併問題の時に下

げたじゃないですか。議員報酬もそうですけど。下げる前、下げる前の金額を基準にするのが本来の基準でないかなと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

本来ならば、そうすべき事案かとは思いますが、我々も、その管理職、特別職ですね、皆さんの気持ちとか、町全体のこととかをやっぱ考えたときに、そんな一気にですね、平成 20 年にも下げてるというところがございすので、その段階を超えてやっぱり上げることっていうのは、ちょっと抵抗がありましたので、今回こういう提案をさせていただいた次第でございす。

議長（宮崎良保） よろしいですか。ほかにありませんか。 **横山弘藏議員**

6 番（横山弘藏） 私も、ちょっとあの高いとか安いとかちゅう意見はたくさんあるように思うんですが、先ほどから出ています責任の重さからいくと、60 万を切っている町長の給料は、私は安いと思います。あの審議会の意見は尊重するのは当たり前だと思いますけども、あの審議会の人たちが、十分仕事を、本当に理解しているかどうか、私は非常に疑問に思っております。ましてそしてですね、あの審議会の意見をね、そのまま取り入れる必要はありません。はっきり言って。あくまでも参考にして、議会で、そして執行部と話し合っ決めて当然だと思います。あのそういう意味においてですね、私は町長の給料はですね、何度も言いますが安いと思います。副町長も教育長も安いと思います。あの思い切って、思い切ってちゅうか、もうちょっとなんか、物価に合わせて上げるちゅうのはどうも私は根拠にならんような気がするんですよ。目に見えない職務に対してですね、どう評価するか。私はその辺にもうちょっと踏み入ってほしいと思います。だからあんまり遠慮せずにですね堂々と、今こういう状況で長崎県の自治体も大幅に減ってですね、町長の職務も増えているというのは聞いております。いろんなあて職というかですね、町長としての県下の仕事もいろいろ請け負っているかと思えます。そういう意味においてもちょっとあの審議会の方もですね、理解してもらいたいですけども、執行部の説明がどのような説明をしたのか、ただ単にその職員との差が縮まって、責任ある仕事としてはちょっと厳しいんじゃないかという意見、そういうのは僕は根拠にならんと思うんですよ。やっぱり、しっかり、その今の仕事を評価していただいて、ちゃんと説明して、65 万とか、もうちょっと 68 万とかですね、上げていいですよ。あんまり町民に遠慮せずに、自分の仕事に対する評価をちゃんと下してほしいと思います。以上です。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） ええあの私の、私の考えを申します。あのそれぞれあの各市町村でその事情が違いますので、三役の給料というのは、その市町村の実情

に応じてほんとは然る、決めるべきだと思います。他の市町村が高いから、高い方がいいんだよという議論には、私はならないと思います。それを考えた上で、小値賀町の町民の方の所得や収入、それに諸々の条件を考えますと、決して私は安いとは自分では思っておりません。皆さんがどう思うかは知りませんが、私は自分たちの給料が、報酬が、飛びぬけて安いとは思ってませんし、それ相応の額ではないかと思っておりますので、あのもしも反対であればもう反対で、否決されても文句は言わないし、あの別に構わないんですけども、できればそのかっこつけて言うわけじゃないんですけども、三役はですね、職員よりも少し責任の重さが違いますので、その分を考えていただければなというふうに思っておりますし、あのいったん否決してですね、私の給料は、私は上げようと思っていないので、できれば二人の給料は、報酬は上げていただければなというふうに考えております。以上です。

4番（今田光弘） 議長。4番。動議。

議長（宮崎良保） 動議。動議の内容をお願いします。

4番（今田光弘） はい。今いろいろ内容をまああの議員の意見も高いとか安いとかだけでなく、恐らく僕以外の議員も判断に苦しんでいるのではないかなと僕は感じます。という状況なので、小値賀町議会会議規則の128条第1項及び小値賀基本条例第12条第1項を基にしてですね、議員同士の自由討議をしたいというふうに、僕は思いますので、ぜひお願いいたします。

議長（宮崎良保） ただいま動議の提出がありました。

自由討議を開催したいということで、表決を行いたいと思います。

賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 賛成多数です。

したがって、自由討議を開催したいと思います。

しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	40 分	—
— 再開	午前	11 時	01 分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、議長を除く 7 名の委員で構成する、町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会を設置して、これを審査に、審査これに審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

ただいま設置されました、町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、江川春朝議員、横山弘藏議員、小辻隆治郎議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方を、町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会委員に選任することに決定をしました。

町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項及び第 9 条の規定により、互選していただきます。しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 03 分 —
— 再開 午前 11 時 04 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

議員調査、議員…すいません。町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会の委員長は次のとおり決定し通知を受けましたので報告をします。

委員長に小辻隆治郎議員、副委員長に今田光弘議員、以上のとおりです。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 04 分 —
— 再開 午前 11 時 05 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

委員長に小辻隆治郎議員、副委員長に今田光弘議員、以上のとおりです。

したがって本案については、議長を除く 7 人の議員で構成する、町長、副町長及び教育長の給与に関する調査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をしました。

日程第 6、議案第 10 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

町長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長（西村久之） 議案第 10 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

先ほどの議案第 9 号と同様、町議会議員の報酬につきまして、特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、前回まで減額改定がなされ、以降議員報酬は据置きとなっております。住民が納得できる範囲での増額改定した方が良い。増額の根拠として物価変動率等の上昇 3%が望ましい。という答申をいただきました。その答申を受け、現行の議長の報酬 25 万 5,000 円を 26 万 3,000 円に、副議長の報酬 19 万 8,000 円を 20 万 4,000 円に、常任委員長及び議会運営委員長の報酬 18 万 4,000 円を 19 万円に、議員の報酬 18 万円を 18 万 6,000 円に改正するよう、ご提案申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 江川春朝議員

7 番（江川春朝） 先ほどのですね、町三役の議案を少しでも目立たなくするために、このタイミングでこの議案を一緒に出したのですか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

そういうわけではございません。

議長（宮崎良保） 江川議員

7 番（江川春朝） ではなぜ選挙で初当選の新人が 4 人もいて、議員としてまだ 1 年も経っていないのに、今この時期に出した理由を教えてください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

特別職報酬等審議会をですね、副町長、教育長の給与額を審議していただくのと同時に、皆様に、その前に議員の特別報酬等審議委員会、上げないということですね、回答を頂いておまして、町長の方には他の議員の方からもちょっと上げてほしいとか、そういう意見がございましたので、これを機会に、また、お諮りしようというところを出させていただいております。

議長（宮崎良保） 江川議員

7 番（江川春朝） 町三役と議員の報酬ですね、審議委員会での意見はほとんど同じだったということですかね。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

同じではございませんでした。そのちょっと意見の内容を申し上げます。まず意見を頂くにあたって、私の説明ですけれども、10名からですね8名に減らした中で、議員活動も活発に行っておりますので、その他行事等ですね、出張等もございまして大変忙しい状況でございます。というところで町長の挨拶もしたんですけれども、やっぱそういう中で議員さんもですね、上げるべきじゃないかというところで説明をさせていただいております。その中でですね、委員さんからの意見でございますが、一応そういう審議会委員がですね、事前にこう周りの方に聞いているらしいんですけれども、あまりいい意見はなかったということを申されました。で、あとですね、選挙の時に皆さん報酬はよくご存じだったはず、ご存じだったと思うんで、上げなくてもいいんじゃないかというのが正直な意見だということと、据置の意見がやっぱりかなりありますね。据置です。というところですね、皆さん、皆さんだいたい6～7割の町民は、据置というふうに言うじゃないかという意見でございました。で、そんな中でですね、我々はその今町からの提案としては、据置とか2万円上げる。で、もう1つの提案で議員さん、前回ですね18万の議員さんで言えば21万3,000円まで上げるっていうところを提案させていただいたんですけれども、そのいきなりですね、ぼんと2～3万上げるというのは、絶対おかしいと思うという意見がございました。ですのでちょっとその意見に関しては、皆さん否定的だったかなと思います。否定的だったと認識してます。それでですね、これは町の、町長、副町長の時も言われた意見なんですけれども、活動が見えてこないっていうふうに言われました。議会だよりはもちろんありますけれども、というところですね、Facebookとかやられてる方もいますけど、やられてない方もあるというところで、皆が、皆に活動がわかってくれば、自分たちの見方、議会の見方、町の方の見方というのも変わってくるんですけどねという意見も頂いております。以上でございます。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） 審議会委員の皆さんの意見ですね、とても参考になるし、自分たちもまだまだ力不足だなと実感するような内容です。頑張らんばいかんかなと思います。で、そして、町三役と議員は全く別物だと思うんですけど、根拠は、根拠が同じ3%の上乗せっていうのはどうかなって思うんですけど。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

そうですね。執行部からの提案としましては、事務局からの提案としましては、2万円プラスか3万3,000円のプラスというのをご提案してるんですけども、その特別報酬等審議会の、やっぱまとめでは、それはあんまり上げ過

ぎ。物価上昇分の3%が、物価上昇分の増額改定が妥当だという意見がございましたので、その意見を尊重し、こういう条例を上程させていただいております。あの特別報酬等審議会条例はですよ、条例にはですね、あの町長、副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするってあります。ですので、その意見を、やっぱ意見を聞くからには、その意見に寄り添ったというか寄ったような議案を上げるべきかと思っておりますので、今回はですね、意見どおりの議案とさせていただいてるんですけども、その3%ぐらいの上昇というところの意見を尊重させて、上程させていただいております。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） 審議会はあくまでですね、審議会、参考意見なんですよ。全部丸のみなんで、さっきの、さっきの1個前の案のときのような話で一緒になるんですけど、やっぱそれを基にして考えるべきだと思うんですよ、執行部で。これもうほとんど全部審議会の言ったまんまで、根拠もそのまま一緒なんで、あの執行部として仕事してないみたいな感じに見えてしまうんですよ。根拠がですね。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

執行部としてはですね、そうこのやっぱり給与面については、そう見られるかもしれませんけど、審議会から3%上昇が望ましいというところを、やっぱりこう提案どおりの2万円ってするのは、すごく抵抗がある事案だと思っております。我々は今この議員さんの報酬についてなんでですね、そこ2万円上げてくださいというふうに、あ、2万円上げたらどうでしょうかというふうな形で諮ってるわけがございます。そんな中で、2万円から3万円上げるのは、ちょっと今は無理だろうみたいな意見が出てございます。その意見の中で、では、でも上げないといけないんじゃないかという意見がございまして、上げるのであれば物価上昇分の3%っていうところの意見が出てございますので、我々は2万上げたいけれども、審議会に諮った結果、やっぱり2万は理解できないだろう。2万上げるのは町民に理解されないだろう。であれば、今この物価上昇率、上げるとしたら、上げてやりたいけど上げるとしたら3%が妥当だろうというふうな意見でございます。我々としては、議員皆さんも、町民の代表でございますが、我々が意見を聞いた審議会の皆様も、町民の代表というふうに、町民の代表の意見だというふうに認識をさせていただいておりますので、そういうところでこういう議案を上げさせていただいたというところでございます。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） あの金額とか関係なくですね、私はどちらにしろ反対するつもりだったんですけど、せつかくならやっぱりもうちょっと根拠がしっかり、三役と議員は分けてはっきりとですね、根拠も弱いと思うんですよね。今後あのまあ努力してほしいと思います。

議長（宮崎良保） 江川議員、質疑ですので自分の意見は言わないようにお願いします。

ほかにありませんか。

江川議員

7番（江川春朝） すいませんでした。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

今田議員

4番（今田光弘） はい。あの元々、職員の方もご存じだと思うんですが、議員のなり手不足というのが全国でほんとに問題になってまして、なり手不足の大きな原因の1つが議員報酬の低さというのが、これはもう全国的に分かっていることだと思います。その中で平成31年だったと思いますが、今まではなんとなく首長の3分の1、3割から3分の1が議員報酬という中で、それじゃあ根拠がないということで、全国の町村議長会が議員報酬のあり方についてのしっかり研究会、調査研究会を用いて、あ、ごめんなさい、開いて、その中で一年かけて検討して、首長の勤務時間と議員の実際の勤務時間と比較して、その中で議員報酬を考えたらどうかという新しい考え方が示されました。で、それと並行して、同時並行して、小値賀町でも当時立石議長の下で、議員が実際のどのくらい働いてるのかそれを出しまして、その割合からいきますと当時議員報酬は21万3,000円で、が、然るべきだろうということで、報告書を町長部局にも上げております。で、それにつかまして今まで上げてほしいということで議会からお願いしていたんですが、なかなかこの状況なのでということで、昨年一昨年ですか、昨年ですか、審議会の方に諮っていただきましたが、なかなかですねコロナ禍なので上げられないと。ただ議会が、議員が今忙しいのはよく理解していると。でこのままではやはり議会の運営に関しても、やはりどうなるかという危惧は持っているというお答えでした。その中で今回こういう金額、18万円を18万6,000円ということで、議員のなり手不足が一番の問題ということに対して、18万円を18万6,000円、それは上がるのはもちろんいいことなのかもしれませんが、議員のなり手不足としてほんとに18万6,000円ということできっくりくると思いますか。

議長（宮崎良保） 言ってください。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員のなり手不足に対する、その審議会に諮問しているというところは、町長のご挨拶でもですね、そこは述べさせていただいておりますけれども、しっくりくるかこないかって言われたらですね、難しい答弁になりますが、あの審

議会の中ではじっくりくるといような話でございました。あ、で、あとその先ほどですね申されました、町長の給与、町長のその働く日数と議員の活動日数から割り戻してですね、21万3,000円のご提案に関しても、そこはやっぱり理解できるみたいなお話ではあったんですけども、でもやっぱり落ち着くのは据置とか、そういう3%上昇というところになったということでございますので、はい、ちょっとその辺に関してはこうご報告申し上げます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あのやはり議員報酬、自分たち議員が、議員の報酬を決めるというのは、やはりかなり難しい場面があるので、とにかく根拠をつくろうということで、その調査研究を全国町村議長会でもしたわけです。それで根拠としてしっかり、ある程度しっかり、もちろん議員によって活動時間が違うので、日数が違うので、いろんな批判はあるかもしれませんが、とにかく根拠としてお出しした。それに対して今回、根拠が物価上昇率と。では、物価上昇率もひとつの根拠にはなり得るんですが、実際ですね、あの本町の町会議員の議員報酬を見ますと、平成4年度が17万8,000円です。平成5年度に19万円になって、平成6年度と7年度が19万5,000円、そして平成8年度から平成15年度までが20万円でした。で、その後合併しないことで、結局財政状況の悪化を恐れて18万円に下げたと。それで今に至っているわけですけど、議員報酬、あ、ごめんなさい、議員の定数は当時、合併前は14人でした。今8人です。仕事は増えてます。こういう状況で、この18万6,000円っていう提示で、果たして次の3年後に議員のなり手がほんとにあるか。それはもちろんふたを開けてみないとわからないんですが、もっと僕たちが次の世代のために、もっとできることがあるんじゃないかといった時に、やっぱり行きつくのが議員報酬の増額なんですけど、その辺の考え方についていかがお考えですか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員のなり手に関してですね、そのまあ議員報酬の増額というところは、まあその議員活動にですね集中できるというこう副業じゃなくて集中できるっていう観点からは、理にかなった考え方だと考えております。しかしですね、なんか否定するような形になるんですけども、我々はこの18万円からの増額を審議会にこう諮っていただいて、町民の意見を聞こうとしたところ、町民の意見はそうではないというところがございます。まあほんとに町の方も言えることなんですけど、やはり何をしてるかわからないと言われておまして、やっぱりそこはですね、私もすごく反省してるとこなんですけども、ほんとにこう議員の皆さんもこうそこでやっぱり議員の報酬を上げるっておっしゃる、おっしゃっててですね、そこがその活動内容が見えないって審議会の中で意見が出

てございますので、やっば町の方も一緒なんですけど、やっばそういう自分たちの活動、何をして町にどんだけの効果をもたらせてるのかっていうのを、こう発信していかないと駄目なんだっていうのを私は感じた次第です。その審議会です。で、その先ほどその全国…はい、全国町村議長の議論です。まあその議員のなり手がいないというところで、その年金を受給している高齢者とか、そういう議員となることができずに、議会に活力が生まれないですけども、そのまだ積極的な解決策がないというところが、やっぱり示されておりますので、示されていてですね、やっばその波にですね、ちょっと小値賀町が今乗ってるのかなと思ってございます。だからやっぱりちょっと副業じゃなくて、専門、専業として議員で生活をするってなった時には、先ほどの質問ですけども、やっぱりそうなった時には低いかなどは思います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、あのいろいろな意見があると思いますけども、私はですね、あの個人的な考えですけども、議員報酬が低いのでなり手がいないというのは、絶対そうではない、私はそうではないと思います。その一部ではあるかもしれませんが。なり手、なり手不足の一部ではあるかもしれませんが、議員さんになりたいという魅力がないのも1つではないか、一番大きな原因ではないかと思います。国民の皆様、町民の皆様、それぞれおりますけども、それぞれの方が、町議会議員、市議会議員として、魅力があるかというところも大きな要因ではないかとは私は思っておりますので、報酬が少ないからなる人はいないんだよというのは、ちょっと極端な考え方ではないかと、私個人はそう思っております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） まあほんとに人それぞれ考え方がありますので、それについては特に反論しませんが、先ほどその審議会のメンバーの考え方が町民の考え方だということであれば、そして見えてこないということであれば、逆に考えると、こういう昼間の議会の時に、審議会のメンバー傍聴に来てますか？来てる方もいらっしゃるんですけど、ほとんどの方が傍聴もしていない。見えませんよ。ということは審議会のメンバーは本当にそのメンバーでいいのかというのを考えなければいけない時期に僕は来ていると思っておりますがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） ええあのそれはちょっと言葉を返すようで申し訳ないですけど、審議会委員さんというのはですね、私もあの慎重に選んではいる。まあそれぞれ職場の代表の方になってはおりますが、その方たちがその審議をする前にですね、各近くといたしますか、その知り合いの町民方にですね、どうだと

いうことをほとんど聞いていってるので、その面からすると正当ないいメンバーじゃないかと私は思っております。例えば先ほど大学の教授さんとか、そういうような有識者とかいいましたけども、市町村の実情がわかった人は町の中に住む人なので、別にその大学の教授を選ぶとか、そういうことを私は一切考えておりません。今のメンバーがベストだと思います。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。まあ今町長は、確かに審議会はしっかり選定したということで、確かにそのとおりで町民の意見も聞けると思います。しかしまあ賛成反対は別にして、町会議員は町民の声を聞いてます。町民の代表です。町民の代表なんですよ。審議委員会の人の上とかではなくて、しっかり議会も、議員も、町民の方の話を聞いて、こういう質疑をしているわけですから、そこは勘違いしてほしくないと思います。で、実際ですね、先ほど町長はほかの市町と比べるもんじゃないとおっしゃいましたけど、県内の状況がですね、まあ今日の新聞を見ると、長与町も3万円ぐらい上げるのかな、議員報酬を。で、今までですね、小値賀町の次に安かった佐々町が、22万6,000円ですが、今回の3月会議で3万3,000円増額出しています。そして、波佐見町もですね、昨年21万5,000円だったんですが、あまりにも21万5,000円じゃ安いということで、3万6,000円増額しています。ええとまあ町ではないんですけど、竜崎市がたしか7万円ぐらい増額と、今そういうふうになってる中で、小値賀町もそうやって物価上昇率上げますよ3%、というのはですね、なかなか理解しづらいし、これから先小値賀町のことを考えていく議員、さっき課長がおっしゃったように、高齢者、年金受給者とか自営業じゃだけじゃなくて、ほんとに多種多様な若い人も女性も含めた人たちが議員になっていただくためには、やっぱり受け皿、しっかりした受け皿が必要だと僕は思います。議長がさっき言ったように、ごめんなさい、町長が先ほどおっしゃったように、確かに議会の魅力が足りない部分もありますけど、現実的にはやはり議員報酬というのは、最低限やはり確保しなくてはいけないもの。その中で18万6,000円というのは、なかなか納得できないというのは、なんかごめんなさい、一般質問みたいになってしまいましたが、なかなか理解できないところです。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、あの議員報酬につきましてはですね、県下のほかの市町村と比較するものではないと思います。あの小値賀町とですね、類似団体っちゅうのがあります。その類似団体と一度比較をしてみてください。同じような離島の市町村とか過疎地域とかありますので、長崎県内の各市町村は、うちよりも高いのは承知しております。けどもその類似団体というのが全国にありますので、その中で比較をしていただいて、低いのかどうかというのもあります。

すし、私も2年前に調べましたけども、ちょうど平均位なんです。それが極端に低いとは誰も、私は思っておりませんので、けども皆様から議員のなり手が不足しているの、上げたかどうかという意見をたくさんもらってますので、今度諮問委員会に諮ったということでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。今、類似団体という話が出ました。確かに現在小値賀町が1の0ですか。類似団体の中では、類似団体の中の中ではたしか18万円ちょっとという議員報酬が確かにそうです。ただ、類似団体というその決め方ですね。一次産業がメイン、一次産業がほかの二次産業、三次産業の人に比べて何パーセントかかっているところが基準になっている中で、小値賀町の今一次産業、逆に言うと、あ、二次三次産業、一次産業以外の割合、たしか1の0は80%未満かな、なんですけど、年々国税調査の度に小値賀のその一次産業以外の割合が上がっていて、今もう70数パーセントまでたしかいってるはず。その中で同じ80%以内っていう一括りで、その中の平均値って見てしまうと、やっぱりかなり危ないと思うし、国の方も数字としては出しているけれども、その中には財政状況がひどく悪いところもあるし、いいところもあるから、その平均値をとるとか見るんじゃないかっていうことは注意書きで書かれています。ということで県内のほかの市町と比べることはおかしいかもしれませんが、全国の類似団体という中で、その平均にあるから大丈夫だろうという考え方は、僕はおかしいと思います。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） あの国の基準です、類似団体というのを決めておりますので、その中で比較するのが正当であって、ほかの長崎県内の20市町村、20市町村、20市町村は、財政状況とか、市町村の団体も違いますし、人口も違いますし、財政規模も違います。また過疎がかぶさってるのか、離島がかぶさってるのか、辺地がかぶさってるのか、という諸々の条件の中で、一括り、類似団体というのを決めているので、その中で決めていかないと、その中で比較していかないと、ほかの市町村と、長崎県内のほかの市町村と、うちと同じ類似団体のところはありませんので、まあその辺のところは考えていただきたいと思います。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。類似団体の1の0の中でも、議員報酬が10…ごめんなさい、25万いくらのところもあります。要は幅があるんです。一次産業の割合が多いところと少ないところ。で、小値賀はもうかなり一次産業が少なくなっているということで、同じその類似団体1の0の中でも、議員報酬が高い方のグループにもう入っているような状況なんです。ただ分けとしては80%つ

という分けがあるんで、その中には入ってるんですけど、だから町長のおっしゃるように、基準、決まりでその中でっていうのはわからないではないんですが、国の方としてもその数字の見方は注意が必要だということは考えてますんで、あまり類似団体の中で平均ぐらいいだからいいだろうというのは、先ほども言いましたがおかしいと思います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） いや、先ほどから言いますけども、類似団体の中で平均だからいいというわけでは、とは思っておりませんので、今度、諮問したということでございます。

議長（宮崎良保） 横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 議員のなり手不足でですね、小値賀町議会は数年間一生懸命、どうしたら議員のなり手が増えるかですね、研究したりいろんな意見を聞いたりしてですね、活発に活動してきました。今回おかげでですね、新人さんがこのように当選していただいて、本当に作戦は、私たちの作戦というか、議員を増やす行動はですね、よかった、正しかったというふうに私は思っております。それで議員報酬をですね、前の立石議長の時からずっと検討してきて、今に至っているんですけども、いろいろ研究、根拠をですね、ちゃんとするために、税金を使うんですから、その根拠をちゃんとするために報告書をまとめました。その中で最終的には、21万3,000円ぐらいが妥当だろうということで数字を示しました。そして現在ですね長崎県下の、比較するのはどうかという町長の意見もありますが、やはり県下ですね町村を見ると、ほとんどがもう25万を超えております。あのいかにもその議会がですね、給料を上げてほしいっっちゃうただそれだけの問題じゃなくて、やはり今後のですね、若い人が出てくる環境づくり、そういった意味においてですね、やはり報酬っっちゃうのは大きなウェイトを占めてるんですよ。その議員報酬によってなり手がいるとかいないとかということも議論しますけども、私はやっぱり報酬も働きに見合った納得いくような報酬があったら、一番いいのかなと私は思います。はっきり言ってですね、大昔は私のおじいさんなんか町会議員をしてる時はですね、ボランティアだったんですね。もうそれこそ酒を飲みながら議論をしたとかですね、そういった時代だったんですけども、あの日本にはそういった風潮がまだ残っているような気がします。あの今は、片手間にできるような議会じゃありません。こういう議会をする前に、一般の町民から見たら、議会は月に何回かあるだけで、ほかはなんばしちよっとなっっちゃうふうな言い方をする人がたくさんいます。しかし、議会に対する準備期間っっちゃうのは1週間も2週間も、目を通したり研究したりですね。それから日頃から小値賀町がどうあるべきか、執行部とどういうふうにして小値賀町をよくするか、それはもう毎日のように

考えなくても頭に浮かんできます。そういった日頃の小値賀町、議会のですね、町長もそうです。役場の人たちもそうですけども、働いてるのはただ土木工事をしているようなそういう感覚じゃないんですよ。常に頭の中で小値賀町の理想像を、小値賀町のいいことを、どうしたらよくなるかちゅうことを考えることも目に見えない仕事です。で、町民の方がですね、私もあの仲間とよく飲んで話をしますけども、確かに6割7割はそういった、こういう報酬の話をするのですね、「何ばそつとな。何で上ぐつとな。」ちゅうてですね、もう頭から、頭ごなしに非難されます。しかしその中にですね、やはり理解してくれる町民もいます。「確かに議員さんも大変だし、もうそろそろ上げんばじゃろ。」ってね。「今のような給料では、手取り16万とかですね17万の仕事じゃやっていけないだろ。」そう理解を示す住民もいます。だから私はそういったわかってくれる人の声もですね大事にして、今後若い人がもっと気持ちよく議員に出てくれるような環境づくりに対してですね、私は前向きに報酬に、報酬を上げることは賛成します。私は、もう何十年も議員をしますけども、いずれ辞めます。しかしやはり今のまんまじゃ本当に町会議員がですね、しっかり手を挙げて積極的に出てくるような議会にするには、やっぱり報酬もひとつの条件だと考えます。あの町長にしてもですよ、副町長にしても、教育長にしても、今ちょっと給料は問題になっているようですけども、辞めた後には退職金もあるし、それから年金もちゃんとあります。今の議会の身分はですね、まず退職金もありません。それから昔はあった年金もありません。それから特に町会議員は、あの政務活動費もありません。辞めたらぱったり木から落ちたサル、サルと一緒にね、何もできない状況になります。そういった条件がですね、やっぱ議員はちょっと、少し悪いなちゅう気がする。昔からしても。だからそういう意味においてもですね、やはり議員活動に対してもうちょっと理解して、理解をしてもらってですね、あの議員報酬をもうちょっと見直してほしいと考えています。あの審議、審議会の方がですね、いろんな意見が出てますけども、物価の3%程度という、その物価の3%ちゅうのに議員が乗せたらですね、物価が30%上がったら議員報酬がぽつと30%上がりますかね。なんかその3%ちゅうその今の物価指数の3%はどこの数字を参考にしているかちょっと伺います。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

直近のですね、物価上昇率を上げさせて、ああ、という話をされておりました。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） ええとですね、議会が真剣に研究して答申した報告書はで

すね、23万1,000円になっております。それであの聞いていると、ぽっと何万か上がるっちゃうのはいかなもんかっちゃう意見も出ているけども、3万1,000円を、に上げるまでの数字をです、20年で割ると、年に1,650円の上昇なんです。1年に1650円ずつ追加されていけば、23万1,000円になるわけですね。だからその間の議員の仕事量とか活動を見ると、年に1,650円のアップはですね、大したことないなと私は考えています。そういう意味において私は、もうちょっと上げてほしいなっちゃうのが私の正直なところですけども、これもですね、もう一度よく審議して、私は結論を出したいなところなんです。その辺私がちょっと長くしゃべりましたけども、町長はどのように考えていますかね。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。あの議員さんの報酬を上げるというのは、私も別にあの反対ではございません。あの町民の方の感情と少し離れているという意見が、結構多ございますので、例えば皆さん方です、あの町民の方と対話をして、こっだけ上げたいけどどうかっちゃう意見を聞く場も設けた方がいいのではないかと、私は思います。あの私的には先ほど申しますように、もう上げるのは別に反対じゃないんです。けど町民感情からすると上げすぎではないかというのが大半の意見だと、私は認識しておりますので、23万1,000円まで上げる、21万3,000円か、21万3,000円だったな、にまで上げるのは、ちょっと上げすぎではないかという意見が、このまえ審議会委員さんの中からもありまして、うちとしては2万円上げたらどうかという意見も出したんですけども、それも上げすぎだということなので、まあ審議会委員さんはそういうふうには認識をしておりますけども、あまりにもまあこう大きく上げるのは、今の経済状況、小値賀町の財政状況、また町民の所得状況からすると、上げすぎではないのかという意見が、あの多いというふうには伺っておりますので、例えば皆さん方が21万3,000円に上げたいと思うことであれば、各地区の皆さん方、町民の皆様とですよ、あの対話をして、「今18万やけど21万3,000円まで上げたいと思うがどうか。」という意見を聞いて回るのもひとつの方法だと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。昨年の4月から5月にかけて、町内17カ所に出前議会やっていますが、金額は言ってますが、議員のなり手不足のためには大きく報酬を上げたいと議会としては思っていると、はっきり町民の方に提示しています。それに対しておかしいという意見はありませんでした。それは事実です。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） それは本当の話でしょうか。私はあの町民の方から直接聞きましたけども、「そういう話を出前議会でされたけどもおかしいと思った。」というふうな意見も聞いております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） あのそういうふうにした方もいらっしゃるかもしれませんが、僕らが出席してる中で反対するという意見が出なかったというのが事実です。

議長（宮崎良保） 時間もありませんので、そろそろ質疑を打ち切りたいと思いますがいかがでしょうか。

これで質疑を終わります。

4 番（今田光弘） 動議。

議長（宮崎良保） 動議。どうぞ。

4 番（今田光弘） はい。ええとですね、発言されてる方が一部限られてますが、やはりこの場でこのままなんとなく争点、あるいは論点、あるいは考え方がなんかみんなちょっとあやふやな中で、このままちょっと採決するのはおかしいと思い、先ほどと同じように自由討議を求めたいと思います。

議長（宮崎良保） 自由討議が提出されました。

お諮りします。

賛成の方、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 賛成多数です。

したがって、自由討議を行います。

しばらく休憩します。

— 休憩	午前	11 時 43 分	—
— 再開	午後	1 時 30 分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

お諮りします。

本案につきましては、議長を除く 7 人の議員で構成する、議員報酬審査特別委員会を設置して、これに審査を委託したいと思います。付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

ただいま設置されました、議員報酬審査特別委員会委員の選任については、

委員会条例第7条第2項の規定により、江川春朝議員、横山弘藏議員、小辻隆治郎議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方を、議員報酬審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

議員報酬審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 1 時 31 分 —
— 再開 午後 1 時 31 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

議員報酬審査特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定し通知を受けましたので報告をします。

委員長に小辻隆治郎議員、副委員長に今田光弘議員、以上のとおりです。

したがって本案については、議長を除く7人の委員で構成する…失礼しました。本案については、議長を除く7人の委員で構成する、議員報酬審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をしました。

日程第7、議案第11号、小値賀町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第11号、小値賀町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)について説明いたします。

今回の条例改正は、議案第8号と同様、刑法等の一部を改正する法律が、公布されたことに伴う、拘禁刑の創設によるもので、欠格条項について規定する第4条において、禁錮から拘禁刑へ条文を改めるものでございます。

附則の1で、施行期日を定め、附則の2で、今回の条例の改正により必要となる経過措置を明記しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。内容じゃないんですが、この議案第11…頂いている議案第11号の、附則の2の経過措置の下から2行目ですね、「当該刑のうち」だと思うんですが、ちょっと文字が抜けているのではないかなと、ちょっとこれだけ修正されたらいかがかと思いました。以上です。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 1 時 34 分 —

— 再開 午後 1 時 34 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すいません。あのこれ「当該刑のうち」ということで、議案が間違っておりますので、後ほど差し替えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、小値賀町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、小値賀町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもので、第 7 条第 2 項において、これまで、勤勉手当の支給対象となる育児休業をしている職員の対象から、会計年度任用職員を除くとされておりましたが、その文言を削除するものでございます。

また、同条項中で引用する、職員の給与に関する条例において、誤りがありましたので合わせて改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 13 号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長
町長（西村久之） 議案第 13 号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の条例改正は、議案第 8 号、第 11 号と同様、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う、拘禁刑の創設によるもので、罰則について規定する第 17 条において、懲役から拘禁刑へ条文を改めるものでございます。

附則の 1 で、施行期日を定め、附則の 2 で、今回の条例の改正により必要となる経過措置を明記しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 14 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）

を議題とします。

町長（西村久之） 議案第 14 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料額の算定における合計所得金額の規定が改められたことによる改正と、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の、「第 9 期介護保険事業計画」における、第 1 号被保険者の保険料率を定めたものによるもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、第 9 期介護保険事業計画の標準介護保険料については、「介護保険事業計画策定委員会」の答申をいただき、本案をご提案しています。

以上で提案理由の説明を終わります。詳細な説明につきましては、担当が申し上げますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） それでは、担当より説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第 3 条第 1 項は、令和 6 年度から令和 8 年度までの、各年度における保険料率を定めたもので、今後 3 年間の被保険者数や介護サービス給付費等を推計した結果、3 期 9 年同額でありました保険料基準額を 230 円増額し、5,300 円とし、第 1 号被保険者の標準段階について、現行の標準 9 区分から標準 13 区分に多段階し、標準 13 区分の標準乗率について、第 1 段階から第 3 段階までに係る割合を引き下げるとともに、今回新設する第 10 段階から第 13 段階までに係る割合を現行の 9 段階の割合と比較して高く設定しております。

同条第 2 項から第 4 項は、町民税非課税世帯のうち、特に所得の低い、第 1 段階層から第 3 段階層の方々を対象に、公費による軽減が実施されているところですが、これを令和 8 年度まで延長するものでございます。

第 5 条は、標準区分を 13 段階としたことによる所要の改正を行うものです。附則として、第 1 項で、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

第 2 項は、保険料率の経過措置として、改正後の小値賀町介護保険条例第 3 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。今回の改正によって、今までが9つの区分だったのが13の区分ということで、4つ区分が増えて実質的に所得が多い人が増税になるのかなと思うんですが、その辺実際、島内で何人ぐらい対象になるか、わかったら教えてください。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

現段階で私の方が調べた限りでは、7人ぐらいだったと、10人未満だったという数字を覚えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） わかりました。めちゃくちゃ高く、保険料が高くなるわけではないですよ。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

保険料の標準乗率ですけども、先ほども説明いたしましたけど、第1段から、第1段階、第2段階、第3段階の乗率がですね、第8期、以前の8期が0.3から今回0.285に引き下げ、第2段階が0.5から0.485引き下げ、で、第3段階は0.7から0.685引き下げられております。その一方で10段階から13段階が新たに設けられております。以前は1.7が最高でありましたけども、10段階が1.9、11段階が2.1、12段階が2.3、13段階が2.4というふうに、所得の階層によって乗率法を上げさせていただいております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第議案第 14 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 15 号、小値賀町漁港管理条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第 15 号、小値賀町漁港管理条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の条例改正は、国が定める模範漁港管理規定例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とするものでございます。

なお、附則としてこの条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い致します。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 今田光弘議員

4 番(今田光弘) あの実際に、漁港及び漁場整備法の実際ですね、これももちろんこの改正自体は問題ないんですが、ほんとに実際の現場がですね、ほんとうまく管理できているのかなと。もう少し指導なり勧告なりですね、それが現実的には必要ではないのかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長(宮崎良保) 建設課長

建設課長(村田祐一郎) お答えいたします。

今田議員さんおっしゃるとおりですね、漁港内の特に廃船がちょっと目立っております。しかし漁船登録台帳等を調べても、もう既に載っていないような古い漁船が多くて、ちょっと今ちょっとどうしたらいいか、手をこまねいている状況ではございます。

議長(宮崎良保) 今田議員

4 番(今田光弘) あのほんとに何年も前から同じような会話をこの場でしていますが、元々その名前が変わる前だと、漁港漁場整備法でしっかりと、に違反する状態だと思いますので、ぜひほんとにこれから先しっかりと、廃船だけでな

くですね、まああのどことは言いませんが、あの生けすとかですね、だいぶ設置されてるところもありますので、うまく指導をされた方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

県の指導や漁協の協力と、あと地元の小発動とかもですね、ご協力もお願いして、今後対応していきたいと思っております。

議長（宮崎良保） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

失礼しました。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、小値賀町漁港管理条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、小値賀町漁港管理条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 16 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 議案第 16 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律」の改正及び「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」母体保護法施行規則等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。詳細な説明につきましては、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） それでは、担当より説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第11項が同条第10項に改正されること等を受けて、1ページ、第15条第1項第2号、2ページ、第35条第3項、第36条第3項において、所要の改正を行っております。また「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づいた随時の見直しにより、1ページ、第23条、3ページ、第53条第1項第2号において、所要の改正をしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 17 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第 17 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、本条例で引用しております、子ども・子育て支援法において条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで引用しております、子ども・子育て支援法第 19 条の第 1 項を削除し、第 19 条に改めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 18 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第 18 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の経過措置の再延長について改正を行うものです。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

第 2 条、職員の経過措置の期限が、令和 2 年 3 月 31 日で終了していることから、経過措置の再延長を行うもので、国の経過措置が終了するまで、期日を定めず、当分の間と改正するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、小値賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 19 号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長(西村久之) 議案第 19 号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の改正は、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、効率的なサービスの提供、高齢者虐待防止、医療と介護の連携の推進等を目的に、地域密着型サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されることに伴い、省令に準拠して定めている町の条例について所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) 福祉事務所長

福祉事務所長(谷元芳久) それでは、担当よりご説明させていただきます。

本条例では、第 2 章から第 9 章まで各種介護サービス事業におけるの基準を定めておりますが、第 3 章の 2 に、「地域密着型通所介護」の人員、設備及び運営に関する基準を追加するとともに、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、各種サービス事業の基準について、必要な改正を行うものです。

新旧対象表をご覧ください。

今回の改正は、サービスごとに改正内容が改正されているため、改正内容に複数の条文が改正されております。

介護療養型医療施設が廃止されるに伴う規定の整備について、第 6 条、

第 47 条、第 82 条、第 130 条、第 151 条、第 191 条を改正しております。

効率的なサービスの提供について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に加え、新たに同一敷地内にない、ほかの事業所等の職務についても管理者が兼務することができるようにするという内容であり、第 7 条、第 48 条、第 59 条の 4、第 59 条の 24、第 62 条、第 66 条、第 83 条、第 111 条、第 121 条、131 条、166 条、192 条を改正しております。

高齢者虐待防止について、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けるという内容であり、第 24 条、第 42 条、第 51 条、第 58 条、第 59 条の 9、第 59 条の 19、第 59 条の 30、第 59 条の 37、第 70 条、第 79 条、第 92 条、第 107 条、第 127 条、第 148 条、第 167 条、第 176 条、第 197 条、第 201 条を改正しております。

医療と介護の連携の推進等については、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。また新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築する。という内容であり、第 125 条、第 147 条、第 165 条の 2、第 172 条を改正しております。

重要事項の掲示について、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるという内容で、第 34 条を改正しております。

介護現場の生産性向上の取組、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減の推進について、第 106 条の 2 を新設、第 130 条、第 187 条を改正しております。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正す省令」に基づき、新たな情報通信技術の導入・活用に伴って円滑に対応できるよう、第 9 条、第 203 条を改正しております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしており、第 2 項以降では、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化は 1 年間の経過措置、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規程、協力医療機関との連携は 3 年間の経過措置を設けることとしております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 20 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 20 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回の改正は、先ほどの、議案第 19 号と同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、議案第 19 号と同様、効率的なサービスの提供、高齢者の虐待防止、医療と介護の連携の推進等を目的に、地域密着型介護予防サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されることに伴い、省令に準拠して定めている町の条例について所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） それでは、担当よりご説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

改正は、サービスごとに改正内容が改正されているため、改正内容に複数の条文が改正されております。

介護療養型医療施設が廃止されることに伴う規定の整備について、第 9 条、第 44 条を改正しております。

効率的なサービスの提供について、第 6 条、第 45 条、第 72 条、第 79 条を改正しております。

高齢者虐待防止について、第 40 条、第 42 条、第 53 条、第 64 条、第 85 条を改正しております。

医療と介護の連携の推進等については、第 83 条を改正しております。

重要事項の掲示については、第 32 条を改正しております。

介護現場の生産性向上の取組、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減の推進について、第 62 条の 2 を新設しております。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」に基づき、第 11 条、第 91 条を改定しております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。第 2 項以降では、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化は 1 年間の経過措置、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規程との連携は 3 年間の経過措置を設けることとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） こういう条例のですね、立派な改正だと思うんですけども、小値賀町の人手不足の中ですね、ますますあの業務が増えるような感じを受けるんですけども、その辺は大丈夫ですかね。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

条例、国の条例に基づいて、身体拘束の基準であったり、そういった施設の人員配置の基準等変わるとともに、やはりあの人員の、人員にかかる負担は多くなると思いますし、まあ現在でも人材不足というのをお聞きしておりますので、今後ですね、あの関係施設、関係施設の方ともですね、介護人材支援の方については、小値賀町の補助、補助支援、補助事業も併せてですね、協議しながら人材確保に向けて進めていきたいと思っております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 条例がですね、立派に改正されても、中身がついて行かないようであればですね意味がありませんので、現場でもですね、しっかりこういうことに対応できるようにしっかり取り組んでほしいと思います。以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 20 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 21 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長
町長（西村久之） 議案第 21 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、これまでの議案同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことにより、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましても、これまでの議案同様、効率的なサービスの提供、高齢者虐待防止、医療と介護の連携の推進等を目的に、地域密着型介護予防サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されたことに伴い、省令に準拠して定めている町の条例について所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） それでは、担当よりご説明させていただきます。

新旧対象表をご覧ください。

効率的なサービスの提供について、第 3 条、第 4 条、第 11 条、第 13 条を改正しております。

医療介護の連携について、第 5 条を改正しております。

高齢者虐待防止について、第 29 条、第 31 条を改正しております。

重要事項の掲示については、第 32 条を改正しております。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」に基づき、第 5 条第 4 項 2 号、第 34 条を改正しております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしており、第 2 項では、重要事項の掲示は 1 年間の経過措置を設けることとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論はなしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 22 号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 22 号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)について、説明をいたします。

今回、医師住宅の整備に伴い、既存の医師住宅を医療保健職員住宅の位置づけから外し、新しい医師住宅の位置及び使用料を定めるために、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の表中、医師住宅 A、小値賀町笛吹郷 1756 番地 14、医師住宅 B、小値賀町笛吹郷 1756 番地 4 を、医師住宅、小値賀町笛吹郷 2441 番地 2 に改め、別表医師住宅の使用料を、1 万円から 1 万 6,000 円に改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしてしております。なお、既存の医師住宅については、町有住宅として活用を図りたいと考えております。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 安すぎると思います。

議長（宮崎良保） 診療所所長、事務長

診療所事務長（永田敬三） はい。お答えいたします。

使用量の設定につきましては、2点の観点を考慮して、設定をさせていただいております。まず1点目ですけれども、現況の医師住宅及び医療保険職員住宅の使用料。ちなみに医師住宅は1万円、医療保険職員住宅については、8,000円となっております。2点目ですけれども、県内の近隣の市町の、離島を含みますけれども、医師住宅使用料を聞いてみましたところ、上五島病院が月2万円。壱岐病院が2万と700円となっております、その他のですね、西海市あたりの江島診療所、また上五島病院の若松診療所、平戸市民病院の大島診療所などは無料であり、光熱水費の実費を負担いただいているということでございました。以上のようなことを考慮しまして、あの今回1万円から1万6,000円に設定をさせていただきたいということで上程をしております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。ほかにありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） いろいろ調べられて、1万円とか8,000円とか2万円とか、数字出てるんですが、その中で、なんで1万6,000円っていう数字になったのか。あの例えば平米いくらとかですね、そういうあるいはその建築費がいくらとか、固定資産税相当額がいくらとか、その辺からの割戻かなと思ったんですけど、そのご説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） はい。お答えいたします。

議員おっしゃるように、他の事例で平米あたりを出した病院もございまして、うちの方もですね試算の上では計算をした部分もございまして、最終的にあの協議いたしまして、医師を、常勤医師をですね誘致する上で、現状の1万円、それと他の市町の高いところで2万円でございましたので、その辺を考慮して一応1万6,000円が妥当ではないかという判断をいたしまして、今回提案を申し上げます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あのなんとなくわかるんですが、医師も町の職員ですよね。改めてちょっとお伺いします。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） はい。議員おっしゃるとおり、医師も職員でございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あの職員の中には、いろいろなところに、まあ例えば一番高いところだと、**特高**の住宅ですかね、多分すごい金額を払ってる人もいらっしゃると思うんですけど、そういう方から見て、あんな新築の住宅で家賃が1万6,000円、なんでかなってほんとに素朴に感じる人はいると思うんですけど、実際あのこの条例を見た時ですね、第3条のこれは（2）ですか、2項になるのか、2号になるのかな、この条例に定める使用料を支払うの能力を有するものであることが、ここにまあ入居ができると。この条例に定める使用料を支払う能力を有するものであるということが、今の条例に書かれていますが、ということはある程度高い家賃を想定した中での表現じゃないかと思うんですが、ちょっとその辺はいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、その支払う能力を有するものであるということは、第3条の第2項でしっかりとうたっております。一方であの町の職員の住宅手当ですね、その上限がたしか1万6,000円であったと私は認識しておるんですけども、その辺もですね協議する中で、まああの町の職員でございますので、町の持ち出しといいますか、その辺が、その辺を考えまして、1万6,000円が妥当ではないかという結論に至りましたので、今回上程をさせていただいております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。今、住宅手当という話が出たんですが、ちょっとごめんなさい、僕理解がちょっとできていないんですが、住宅手当ということで1万6,000円町の方から出ると。で、家賃が1万6,000円ということは、チャラになるっていうふうにちょっと聞こえてしまったんですが、もう一度お願いします。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） お答えいたします。

すいません。説明がちょっと適切でなかったか、わかりにくかったかもしれないんですけども、本人の負担上限が、職員のですよね、1万6,000円が上限で、1万6,000円を超えたものに対して、住宅手当が支払われるということでございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。ほかにありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。すみません。もう1つ気になったのが、今回のこの

条例案の中には出てないんですが、ここの条例の中で、同じく第3条なんです
が、入居の資格というのがあります。「この住宅に入居できるものは、次の条
件を具備するものでなければならない。ただし町長が特に認めるものについ
てはこの限りでない。」ということで、医師住宅の、この条例改正前は、医師住
宅のA、それから医師住宅のB、それから医療保険職員住宅、この3つに入居
できるものは次の条件ということで、「診療所及び管理センターに勤務する医
師及び技師等並びにその家族であること」と書かれてるということは、医師以
外、技師の方もそこに入ることができるというふうに読めるんですが、この条
文に関してはこのままなんですか。あるいはその医師住宅に関しましては、
もう医師しか入れないということなのですか。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、第3条でしっかりとあの「診療所に勤務する医師及
び技師等並びにその家族であること」ということになっておりますが、今回あ
の医師住宅として整備しておりますので、原則もう医師を入居させるというこ
とで考えております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） 原則そうであっても、条例を見ると読めてしまうんで、こ
れは条例の改正が、今とは言いません。今とは言いませんが、この第3条をや
はり改正して、この医師住宅に関してはもう医師しか入れないというふうに明
記された方が、僕はいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） お答えいたします。

そのような考えもあろうかと思しますので、今後上司の方ともしっかりと検
討させていただきまして、今後検討したいと思えます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に關す

る条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 23 号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 23 号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の条例改正は、先ほどの議案第 22 号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、これまで、医療保健職員住宅として位置づけしていた「医師住宅A」と「医師住宅B」を町有住宅として活用を図るため、「柳田住宅」と名称を変更し、別表に追加するものでございます。

なお、附則としてこの条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田光弘議員

4 番（今田光弘） はい。あのこれは町有住宅にされるということで、すごくいいことだと思うんですが、現在のこの旧医師の住宅の中に、いろいろものが動産が残っているような気がするんですが、実態としてはいかがでしょうか。あの町有住宅にする以上、そこでやはり何かきれいに何だろう、その区切りをつけなければいけないと思うんですが、いかがですか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

現在 1 戸は研修医の宿舎として使われておりまして、家電製品等が残ってると思われま。ですが、令和 4 年度の老朽調査で、雨漏り、雨漏り等も見られておりますし、雨樋関係も脱落したりしておりますので、ある程度、中の整備と、あと最低限の修理を行って、町営…町有住宅として、運営していきたいと思っております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。 ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	4	時	32	分	—
—	再開	午後	4	時	30	分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

お諮りします。

日程第 20、議案第 32 号、令和 6 年度小値賀町一般会計予算から、日程第 27、議案第 39 号、令和 6 年度小値賀町下水道事業会計予算までの 8 議案を、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 20、議案第 32 号、令和 6 年度小値賀町一般会計予算から、日程第 27、議案第 39 号、令和 6 年度小値賀町下水道事業会計予算までの 8 議案を、一括議題とします。

議案第 32 号から、議案第 39 号までの提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 令和 6 年度小値賀町各会計予算について、説明をいたしま

す。

まず、議案第 32 号令和 6 年度小値賀町一般会計予算について、説明をいたします。

令和 6 年度における国や県の動きや、予算編成方針などにつきましては、先の施政方針で申したとおりでございますが、本町の財政事情は、収入の多くを依存している地方交付税の動向に大きく左右され、自主財源である税収は、昨年度より若干減額となる見込みであり、少子高齢化の影響により大幅な増収は見込めず、今後も厳しい状況は続くことが予想されます。

今後の財政運営においては、財政健全化に向けた取り組みを強化することが必要不可欠であり、国・県などの補助制度や地方債を最大限に活用し、歳出の削減に努め、健全な財政運営を維持していかなければなりません。

このような中、令和 6 年度の予算編成に当たっては、これまでの慣例や固定概念にとらわれることなく、すべての事務事業について、その目的、必要性、緊急性、効率性と併せて、官民の役割や責任分担についても再度検討を行い、事業の廃止、整理統合等を積極的に推進し、限られた財源の重点的・効率的配分に努めながら、「子どもの教育の充実と子育て支援」「農業・漁業・商工観光業の振興と後継者対策」「医師・看護師の確保による医療の充実」「移住・定住・交流による人口減少対策」「デジタル社会を目指した環境整備の促進」に重点を置いた予算編成といたしました。

予算の主な内容についてご説明いたしますと、総務費では、移住・定住に向けた移住サポートセンター設置のための定住支援員事業、情報発信力の強化を図るためのホームページリニューアル事業、財源確保のためのふるさと寄附金推進事業や、2 次離島通信環境整備のためのマイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備事業、今後、DX を計画的に推進するための小値賀町 DX 推進計画策定事業などの予算を計上しております。

民生費では、小規模な子どもの遊び場整備として、屋内児童遊戯施設整備事業、「こども大綱」の内容を勘案し策定する第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託事業、認知症施策充実のための認知症カフェ運営業務支援事業、町内の医療・福祉・介護人材の確保のための医療・福祉・介護人材就職支援事業のほか、従来から取り組んでおります福祉のまちづくり実現のための各種支援に予算を計上いたしております。

衛生費では、住民の健康増進のための健康増進計画策定支援業務委託事業、安心して妊娠・出産・子育てができる支援を行うための子育て相談オンライン事業、各種予防接種など住民の健康増進と病気予防に対する施策、可燃ごみの島外搬出に係るごみ処理広域化事業、環境衛生では、海岸漂着物等地域対策事業、最終処分場家屋廃材島外搬出業務委託事業、ごみ処理関連などの予算を計

上いたしております。

農林水産業費では、農業後継者対策のための農業後継者奨学資金事業、2次離島海上輸送のための2次離島営農運搬船改修支援事業、養殖事業者の冷凍施設整備及び漁協大型定置網整備のための水産業振興奨励補助事業、漁業者の所得向上の取り組みに係る機関換装費用の助成のほか、町内各漁港の機能増進・安全に利用するための補修工事などに加え、本町の基幹産業である農漁業の振興を推進していくための予算を計上いたしております。

商工費では、雇用機会拡充事業のほか、観光関係で、小値賀空港を活用した着地型旅行商品造成事業、インバウンド向け情報発信として小値賀町観光情報発信事業など、観光を促進するための予算を計上いたしております。

土木費では、老朽危険空き家等の改善・減少を図るための空き家等対策計画策定業務委託業務、歩行者等の安全確保のための町道二浜逆川線側溝敷設工事、区画線修繕及び防護柵工事のほか、道路維持管理経費及び公営住宅等維持管理経費等の予算を計上いたしております。

消防費では、老朽化した防火水槽の改修工事と、佐世保市消防局西消防署小値賀出張所新庁舎建設に伴う建設地整地工事等の関連事業、消防体制の維持・充実に係る経費、災害に備えるための防災対策事業などの関係予算を計上いたしております。

教育費では、学校教育や社会教育関係、ふるさと留学の経費をはじめ、世界文化遺産保存活用事業、旧野首教会保存修理事業のほか、町内遺跡等調査業務の予算を計上いたしております。

令和6年度小値賀町一般会計の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を38億1,000万円といたしております。前年度当初予算と比較しますと9,100万円、2.3%の減額となっております。

第2条は、債務負担行為で、7ページ、第2表に示しますとおり、堆肥製造施設3tダンプ購入事業を、令和6年度から令和7年度の期間で行うもので、限度額を1,000万円といたしております。

第3条は、地方債で、8ページ、第3表に記載しております令和6年度実施の各事業において、借入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第4条は、一時借入金の借入の最高額を6億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、議案第33号、令和6年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、ご説明いたします。

はまゆう、さいかい両航路は、離島住民の生活にとって欠かすことのできない航路であることから、これまでも航路の維持に取り組んでまいりました。人

口減少・超少子高齢化が進行する中で、持続可能な地域公共交通体系維持の困難さが増大している現状にあります。離島住民の生活水準の向上を図るため、今後も安定的な就航と安全性の向上、また、経営の改善とサービスの向上に努め、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

令和6年度渡船事業特別会計の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を7,880万円といたしております。前年度当初予算と比較しますと、1,120万円、12.4%の減額となっております。

第2条は、歳出予算の流用について、定めております。

次に、議案第34号、令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

国民健康保険制度は、安定した財政運営や効率的な事業運営の確保など安定化を図るため、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村と共同で運営をいたしております。県内各市町の医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金が県により算定され、各市町は国保税を賦課徴収し納付金を納め、保険給付等に必要な財源については、県から保険給付費交付金として各市町に交付される仕組みとなっております。

歳入では、県が算定した国保事業費納付金により、国民健康保険税を前年度より318万1,000円減額の7,998万2,000円としているほか、保険給費等交付金や、法律に基づいた繰入金等を計上いたしております。

歳出では、過去3年間の医療費の状況をもとに、療養給付費、療養費、高額療養費等を計上しているほか、県へ納める国保事業費納付金等を計上いたしております。

令和6年度国民健康保険事業特別会計の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、4億5,170万円といたしております。前年度当初予算と比較しますと、2,310万円、4.9%の減額となっております。

第2条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、議案第35号、令和6年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員と、65歳から74歳の一定障害のある方が被保険者となる医療保険で、県内の全ての市町が加入する「長崎県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の制定や医療費の支払等が行われているところで、県内各市町の業務は、個々に賦課される保険料の収納と保険証交付等の窓口業務が主なものとなっております。今年度も例年と同じく、広域連合からの算定数値をもとに予算組を行っており、被保険者数は令和5年度より6人少ない614人での算定となっております。令和6年度は、2年に一度の保険料率の改定が行われ、令和6年度と令和7年度に適用される均等

割及び所得割ともに引き上げとなっており、本町の保険料につきましても増額となっております。また、令和5年度から引き続き、高齢者の健康寿命の延伸を目的として広域連合から委託される「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」に関する経費を計上いたしております。

令和6年度後期高齢者医療事業特別会計の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、5,920万円としております。

前年度当初予算と比較しますと、490万円、9.0%の増額となっております。

次に、議案第36号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、説明いたします。

介護保険事業特別会計については、「第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」の基本理念、「住み慣れたシマで活動的な85歳を実現し、なじみの関係の中でその人らしいケアを受けられるシマづくり」の実現のため、保険給付費のほか、おぢか見守りネットの深化や高齢者の健康寿命の延伸のための介護予防やフレイル予防の推進等に、予算の計上を行っております。

令和6年度介護保険事業特別会計予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、3億9,050万円といたしております。

前年度当初予算と比較しますと、880万円、2.25%減額となっております。

第2条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、議案第37号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算について、説明いたします。

県内で最も高齢化率が高く、離島である本町においては、医療・介護・福祉が連携し、地域を守っていくことが重要であります。診療所においては、医師の2名体制を確保しつつ、必要に応じた専門医による専門外来を継続して行いながら、地域の医療機関として、町民皆様に安心して安全な医療を提供できるよう努めてまいります。

予算編成においては、歳入では、入院・外来とも過去の実績を勘案した診療報酬の算出、医療機器購入事業関係の財源補てんが主なもので、歳出においては、医師2名体制の維持、専門医外来の実施、医療器械等の更新経費などが主なものでございます。

令和6年度の予算は、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、3億9,000万円としております。

前年度当初予算と比較しますと、1億1,690万円、23.1%の減額となっております。

第2条は、4ページ第2表「地方債」に示しますとおり、医療機械器具購入事業に係る、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、令和6年度より公営企業会計への移行となります、議案第38号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計予算について、説明いたします。

予算概要としましては、安全で安定的な水道水の供給を行うための、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出について計上いたしております。

予算書第2条では、業務の予定量を示しており、主要な建設改良事業として、2,250万円を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出ともに、1億1,476万4,000円を計上しております。

第4条では、資本的収入2,101万5,000円、資本的支出4,855万8,000円を計上しております。

第5条は、企業債で簡易水道施設改修事業にかかる、起債の目的及び限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければならない、流用することのできない経費を定めております。

第9条は、他会計からの本会計への補助金を定めております。

最後に、簡易水道事業と同様、令和6年度より公営企業会計へ移行となります、議案第39号、令和6年度小値賀町下水道事業会計予算について、説明いたします。

予算概要といたしましては、下水道事業の安定した運営を行えるよう、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出について計上いたしております。

予算書第2条では、業務の予定量を示しており、主要な建設改良事業といたしまして、1億2,384万6,000円を計上しております。

第3条では、収益的収入1億6,707万6,000円、収益的支出1億6,525万7,000円を計上しております。

第4条では、資本的収入1億3,486万円、資本的支出1億9,987万8,000円を計上しております。

第5条は、債務負担行為で、水洗便所改造資金融資資金利補給補助金の期間、限度額を記載しております。

第6条は、企業債で下水道改修事業と資本費平準化債にかかる、起債の目的及び限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第7条は、一時借入金の限度額を定めております。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければならない、流用することのできない経費

を定めております。

第10条は、他会計からの本会計への補助金を定めております。

以上、小値賀町一般会計並びに特別会計5会計、公営企業会計2会計について、予算の概要を説明いたしました。

なお、補足説明につきましては、その都度担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これから質疑を行います。これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案に対する質疑につきましては総括的なことにとどめ置きをお願いします。

それでは、令和6年度小値賀町各会計予算8議案について、質疑はありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 今回から簡易水道と下水道が公営企業会計に移るということで、あのまあ国の方からは、無理にしなくてもいいけれどできればやってほしいということ、かなり建設課の皆さん苦勞されて、移行に進んだということだと思っておりますが、国の方からは渡船に関しても、できれば公営企業会計でやって、やった方がいいよっていうメッセージは出てるんですが、その辺につきましては、今後渡船につきましてはどういう方向なんでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すいませんけど、私その渡船の件については、ちょっとまだ耳にしていない状況でございますので、ちょっとまあ今後ですね、来年度はこのまま特別会計の方で行かせていただきますので、今後そういうところ調査しまして、適切に移行していきたいと考えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） すいません、ちょっと僕の表現が悪かったの、あのペーパー的に移した方がいいよっていうことであって、別にあの積極的に勧めてるわけではないんですが、最終的に渡船も、最終的っていうかあの義務ではないけれども渡船も公営企業会計に移した方がいいよというふうに書かれています。で、そうするとやはり時間がかかる、すぐには行かないと思いますので、その辺を将来的に考えるのであれば、来年度以降手当をしていかなければいけないのかなって思ったんで、ちょっと質問させていただきました。はい。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、ご助言ありがとうございます。ほんとにこう漏れのないようにしっかりと行っていきたいと考えております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま一括上程いたしました、議案第 32 号から議案第 39 号までの 8 議案につきましては、議長を除く 7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置して、これに審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

只今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、江川春朝議員、横山弘藏議員、小辻隆治郎議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました方を予算特別委員会の委員に選任することに決定をしました。予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定及び第 9 条の規定により互選していただきます。

議長(宮崎良保) しばらく休憩します。

— 休憩	午後	3 時	00 分	—
— 再開	午後	3 時	00 分	—

議長(宮崎良保) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定し通知を受けたので報告をいたします。

委員長に今田光弘議員、副委員長に江川春朝議員、以上のとおりです。

なお予算委員会の審査期間は、会議規則第 46 条第 1 項の規定により、3 月 12 日までに審査終わるよう、期限をつけることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号から議案第 39 号までの 8 議案につきましては、議

長を除く7名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して3月12日まで審査が終わるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

3月14日木曜日の本会議は午後1時30分から始めます。

なお、3月11日月曜日及び12日の火曜日は予算特別委員会を、役場3階第1会議室において、午前9時30分から行いますので、よろしく願いをいたします。

お疲れ様でした。

— 午後 3 時 01 分 散会 —